

三重県水源地域の保全に関する条例施行規則をここに公布します。

平成二十七年七月十日

三重県知事 鈴木英敬

三重県規則第六十号

三重県水源地域の保全に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、三重県水源地域の保全に関する条例(平成二十七年三重県条例第四十五号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第二条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(使用及び収益を目的とする権利)

第三条 条例第二条第三項の規則で定める使用及び収益を目的とする権利は、地役権、使用貸借による権利及び賃借権とする。

(条例第十条第二号の法人等)

第四条 条例第十条第二号の規則で定める法人等は、次に掲げる法人等とする。

一 森林組合

二 三重県森林組合連合会

三 森林整備法人(分収林特別措置法(昭和三十二年法律第五十七号)第九条第二号に規定する森林整備法人をいう。第九条第四項第四号において同じ。)

四 国又は地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人

(水源地域及び特定水源地域の指定の案の公告)

第五条 条例第十一条第五項(同条第十項において準用する場合を含む。)の規定による案の公告は、次に掲げる事項を三重県公報に登載して行いものとする。

一 水源地域及び特定水源地域の指定の地域の案

二 前号に掲げる事項の縦覧場所

(水源地域及び特定水源地域の指定の案についての意見書の提出)

第六条 条例第十一条第六項の規定による意見書の提出は、第一号様式による意見書に所有地その他利害関係を有する土地の位置を示す図面を添えて行わなければならない。

(水源地域及び特定水源地域の指定の案についての意見の聴取)

第七条 知事は、条例第十一条第七項(同条第十項において準用する場合を含む。)の規定による意見の聴取(以下「意見の聴取」という。)を行おうとするときは、当該意見の聴取の日の十日前までに、同条第六項の意見書を提出した者に対し、意見の聴取の日時及び場所を書面により通知するものとする。

2 意見の聴取は、知事の指名する職員が行うものとする。

(届出を要する土地売買等の契約)

第八条 条例第十二条第一項の規則で定める契約は、次に掲げるものとする。

一 売買契約

二 贈与契約

三 交換契約

四 地上権を設定し、又は移転する契約

五 地役権を設定する契約

六 使用貸借による権利を設定し、又は移転する契約

七 賃借権を設定し、又は移転する契約

(土地の所有権等の移転等の届出)

第九条 条例第十二条第一項の規定による届出は、第二号様式による届出書によつて行わなければならない。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 土地売買等の契約に係る土地の位置を示す図面

二 土地売買等の契約に係る土地の登記事項証明書その他の当該土地について所有権等を有することを証する書面の写し

3 条例第十二条第一項第六号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 土地売買等の契約に係る土地の地目及び現況

- 一 契約の当事者の業種
- 4 条例第十二条第二項第一号の規則で定める法人は、次に掲げるものとする。
 - 一 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三三号）第二条第一項に規定する独立行政法人
 - 二 国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人
 - 三 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人
 - 四 森林整備法人
- 5 条例第十二条第二項第三号の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。
 - 一 森林法施行規則（昭和二十六年農林省令第五十四号）第五条各号のいずれかに該当するものに関する事業の用に供される土地について土地売買等の契約が行われる場合
 - 二 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第二号に規定する電気通信設備の用に供される土地について土地売買等の契約が行われる場合
 - 三 民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）による調停に基づく場合
 - 四 民事訴訟法（平成八年法律第百九号）による和解である場合
 - 五 預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第五章、農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第六章、保険業法（平成七年法律第百五号）第二編第十章第二節、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第百三十二号）、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）、農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律（平成十二年法律第九十五号）、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成十二年法律第百二十九号）、会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）、破産法（平成十六年法律第七十五号）又は会社法（平成十七年法律第八十六号）第二編第九章若しくは第三編第八章の規定に基づく手続において裁判所の許可を得て行われる場合
 - 六 家事事件手続法（平成二十三年法律第五十二号）による調停に基づく場合
 - 七 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十五条の二のあつせんに基づく場合又は同法第五十条の規定による和解である場合
 - 八 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第三条第一項の許可を受けることを要する場合
 - 九 滞納処分、強制執行、担保権の実行としての競売（その例による競売を含む。）又は企業担保権の実行により換価する場合
 - 十 土地収用法第二十六条第一項（同法第百二十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による事業の認定の告示（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）その他の法律の規定により事業の認定の告示とみなされるものを含む。）に係る事業の用に供される土地に関する権利について移転又は設定が行われる場合
 - 十一 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五十条第一項に規定する使用権が設定されている土地について同法第五十五条第一項の協議に基づきその所有権の移転が行われる場合
- 6 条例第十二条第四項の規定による変更の届出は、第三号様式による変更届出書によつて行わなければならない。
- 7 前項の変更届出書には、第二項各号に掲げる書類のうち変更に係るものを添付しなければならない。

（身分証明書）

第十条 条例第十四条第三項の身分を示す証明書の様式は、第四号様式とする。

（公表の方法）

第十一条 条例第十七条第一項の規定による公表は、次に掲げる事項について、三重県公報への登載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

- 一 勧告を受けた者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 二 勧告の内容
- 三 前二号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

（意見の陳述）

第十二条 条例第十七条第二項の規定による意見の陳述（次項において「意見陳述」という。）は、知事が口頭であることを認めた場合を除き、意見を記載した書面（次項において「意見陳述書」という。）を提出して行うものとする。

- 2 知事は、意見陳述書の提出期限（口頭で意見陳述することを認めた場合には、その日時）までに相当な期間において、意見陳述の機会が付与されるべき者に対し、次の事項を書面により通知するものとする。
 - 一 公表しようとする事実の内容及びその理由

一 意見陳述書の提出先及び提出期限（口頭で意見陳述をすることを認めた場合には、その旨並びに出頭すべき日時及び場所）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第八条から第十二条までの規定は、平成二十八年一月一日から施行する。

第1号様式（第6条関係）

年 月 日

水源地域及び特定水源地域の指定（変更又は解除）に係る意見書

三重県知事 宛て

住所又は所在地
氏名又は名称及び
法人にあってはその代表者の氏名 印

三重県水源地域の保全に関する条例第11条第6項の規定により、次のとおり提出します。

1 土地に関する事項

所有地その他利害関係を有する土地の所在	
指定（変更又は解除）の案について利害関係を有する旨を説明する事項	<input type="checkbox"/> 土地所有者等 （ ） <input type="checkbox"/> 利害関係人 （ ）

2 意見に関する事項

意見の概要	
<input type="checkbox"/> 指定（変更又は解除）の案に異議があり、意見の聴取を求めます。	

3 添付書類

所有地その他利害関係を有する土地の位置を示す図面

備考

- 1 該当する□にレ点を記入してください。
- 2 （ ）内には、その内容を具体的に記載してください。

土地の所有権等の移転等の届出書

三重県知事 宛て

住所又は所在地
 氏名又は名称及び
 法人にあってはその代表者の氏名 印

三重県水源地域の保全に関する条例第12条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 契約の当事者に関する事項

所有権等の移転又は 設定をしようとする 者	氏名	
	住所	
	電話	
	業種	<input type="checkbox"/> 林業 <input type="checkbox"/> 建設業 <input type="checkbox"/> 不動産業 <input type="checkbox"/> その他（ ）
所有権等の移転又は 設定を受けようとする 者	氏名	
	住所	
	電話	
	業種	<input type="checkbox"/> 林業 <input type="checkbox"/> 建設業 <input type="checkbox"/> 不動産業 <input type="checkbox"/> その他（ ）
契約に係る権利の種 別及び内容	種別： <input type="checkbox"/> 所有権 <input type="checkbox"/> 地上権 <input type="checkbox"/> 地役権 <input type="checkbox"/> 使用貸借による権利 <input type="checkbox"/> 賃借権 （ <input type="checkbox"/> 期間に定めのある場合： 年 月 日まで） 内容： <input type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 移転	
契約締結予定年月日	年 月 日	

2 土地に関する事項

土地の所在		地目	現況	面積
				m ²
				m ²
				m ²
合計	筆			m ²
所有権等の移転又は 設定の後に於ける 土地の利用目的	<input type="checkbox"/> 現在の利用目的と同じ（ ）			
	<input type="checkbox"/> 現在の利用目的と異なる （ <input type="checkbox"/> 林業 <input type="checkbox"/> 農地 <input type="checkbox"/> 資産保有 <input type="checkbox"/> 宅地・別荘 <input type="checkbox"/> 太陽光発電 <input type="checkbox"/> 工場（業種： ） <input type="checkbox"/> 採石・採土 <input type="checkbox"/> 土捨場 <input type="checkbox"/> ゴルフ場 <input type="checkbox"/> レジャー施設 <input type="checkbox"/> 廃棄物処理施設 <input type="checkbox"/> 資材置場 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 未定 ）			

3 添付書類

- 土地売買等の契約に係る土地の位置を示す図面
- 土地売買等の契約に係る土地の登記事項証明書その他の当該土地について所有権等を有することを証する書面の写し

備考

- 1 該当する□にレ点を記入してください。
- 2 「氏名」及び「住所」の欄は、法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載してください。
- 3 「契約に係る権利の種別及び内容」の欄において選択した権利で期間が設定されているものについては、その期間を記入してください。
- 4 「土地の所在」の欄は、届出に係る土地について市町名から記入してください。届出に係る土地が3筆を超えるときは、「外○筆（別紙記載）」として記載の上、別紙を添付してください。
- 5 「現況」の欄は、木竹の生育状況（樹種又は林齢）など、主たる現況を具体的に記載してください。
- 6 （ ）内には、内容を具体的に記載してください。

第3号様式（第9条関係）

年 月 日

土地の所有権等の移転等の変更届出書

三重県知事 宛て

住所又は所在地
氏名又は名称及び
法人にあってはその代表者の氏名 印

土地の所有権等の移転等の届出書に記載の事項に変更が生じたので、三重県水源地域の保全に関する条例第12条第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

当初の届出年月日	年 月 日	
変更の理由		
変更の事項		
変更内容	変更前	変更後

備考

土地の所有権等の移転等の届出書（第2号様式）の添付書類のうち、変更に係るものを添付してください。

第4号様式（第10条関係）

（表）

9センチメートル	
身分証明書	
所 属	第 号
氏 名	
上記の者は、三重県水源地域の保全に関する条例第14条第2項の規定による調査又は質問を行う職員であることを証明する。	
年 月 日	
三重県知事	印
6センチメートル	

（裏）

三重県水源地域の保全に関する条例（抜粋）
（報告の徴収及び立入調査等）
第14条（略）
2 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に第12条第1項若しくは第4項の規定による届出に係る土地に立ち入り、当該土地の利用が森林の有する水源の涵養機能の維持増進に及ぼす影響を調査させ、又は関係者に質問させることができる。
3 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
4 第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。